

お知らせ

区役所（区民部、福祉部、保健部）
〒600-8588 下京区西洞院通塩小路 上る ☎371-7101

税

◆**原動機付自転車などの廃車申告はお早めに**
軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。原動機付自転車や軽自動車などを、譲渡、廃棄、盗難などにより現在所有されていない場合は、3月30日（金）までに廃車及び異動の申告をしてください。

期日までに申告がない場合は、平成24年度以降も軽自動車税が課税されますのでご注意ください。

なお、軽自動車や125cc超のバイクを転出などにより他府県ナンバーに変更するときは、転出先の運輸支局などでの手続きとなります。その場合は、本市への「税の廃車申告」も忘れずに行ってください。

● 申告

原動機付自転車（125cc以下のバイク及びミニカー）及び小型特殊自動車（フォークリフトなど）	市民税課軽自動車税担当（☎371-7171）又は市納税推進課（TEL 213-5467）
3輪・4輪軽自動車	軽自動車検査協会京都事務所（☎671-0928）
125cc超 250cc以下のバイク	廃車 京都府軽自動車協会（☎691-6516）
	それ以外 京都運輸支局（☎050-5540-2061）
250cc超のバイク	京都運輸支局（☎050-5540-2061）

◆**固定資産税・所有資産の評価を確認できます**
固定資産税の納税者の方が所有されている資産の評価の確認をしていただくため、土地及び家屋の価格の縦覧を行います。

期間 4月2日（月）～5月1日（火）午前8時30分～午後5時 ※土・日・休日を除く

場所 資産所在地の区役所・支所

縦覧できる方と必要なもの

・固定資産税の納税者（所有者） 納税通知書（お持ちでない場合は、運転免許証や健康保険証など本人確認書類）

・相続人 戸籍謄本などの確認書類と本人確認書類

・納税管理人及びその代理人 委任状と本人確認書類

審査の申出 価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。受付窓口は、資産所在地の区役所・支所の固定資産税課または課税課固定資産税担当です。

☎ 固定資産税課（☎371-7197）

福祉

◆**重度障害者タクシー利用券の継続交付**

平成23年度分の重度障害者タクシー利用券の有効期限は3月31日までです。引き続き利用される方は、交付申請の手続きを行ってください。

申請の受付開始 3月26日（月）から

※申請を5月以降にされた場合、交付枚数が減ります。

必要なもの 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印かん（スタンプ印は不可）

その他 手帳の有効期限が切れる方は、継続手続きをしてください。

☎・申請 身体障害・知的障害の方：支援課（☎371-7217）

精神障害の場合：健康づくり推進課（☎371-7293）

◆**老人医療費受給者証[◎]をお持ちの方へ**

3月31日まで有効の福祉医療費受給者証をお持ちの方（70歳未満）に対し、7月31日まで有効の受給者証を3月中旬に送付します。現在ご使用中の受給者証は、4月1日以降、お使いになれませんのでご注意ください。

☎ 福祉介護課福祉係（☎371-7216）

◆**母子家庭自立支援給付金を支給しています**
市内在住の母子家庭の母を対象（所得制限あり）に、就業に向けた能力開発を目的として、次の場合に給付金を支給しています。

▶**厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講の場合**
受講費の20%（上限100,000円、下限4,000円）を支給。申請は必ず受講開始前に。

▶**看護師、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士、歯科技工士、歯科衛生士の資格取得のため、2年以上のカリキュラムを修業する場合**

対象期間 修業期間の全期間（上限3年。支給は、申請を受け付けた日の属する月以降の分からとなります。平成24年度の入学者に限る）

支給額 市民税非課税世帯：月額100,000円の給付金と50,000円の修了一時金

市民税課税世帯：月額70,500円の給付金と25,000円の修了一時金を支給。（いずれも所得制限あり）

申請方法 受講開始後に申請してください。受給中は定期的に在籍証明などの提出が必要です。

☎・申請 支援課母子担当（☎371-7218）

◆**新しい高齢受給者証をお送りします（国民健康保険）**

送付時期 3月下旬

国民健康保険にご加入の70～74歳の方で一部負担金の割合が「1割」の方は、4月から「2割」負担に引き上げられることとなりましたが、平成25年3月まで「1割」負担のままとなります。

また、8月1日以降ご使用いただく高齢受給者証については、前年の所得状況に基づき負担割合を判定のうえ、7月中に郵送します。

☎ 保険年金課資格担当（☎371-7252）

◆**高額な外来診療を受ける方へ**

70歳未満の方または70歳以上で市民税非課税世帯の方の、1カ月の同一医療機関での支払いを高額療養費自己負担限度額までにとどめる「限度額適用認定証」が、4月1日から入院だけでなく、高額な外来診療にも適用されます。交付手続きは、区役所で行っています。（保険証と印かんが必要）

なお、3月以前に限度額適用認定証を申請し、既に交付を受けた方は、改めて申請する必要はありません。

※社会保険などにご加入の方は、加入先の保険者までお問い合わせください。

☎ 保険年金課保険給付・年金担当（☎371-7254）

保健

◆**春のポリオ（急性灰白髄炎）予防接種**

対象者には、はがきでお知らせします。ポリオ接種は2回接種しないと十分な効き目がありません。2回の接種がまだの方で、お知らせが届いていない場合はお問い合わせください。

日時 4月3・10・17・24日（いずれも火曜日）午後1時30分～3時（受付）

対象 生後3か月から7歳6か月までの乳幼児

費用 無料 申込み 不要

ポリオ接種後は、27日以上あけないと他の予防接種は受けられません。DPT（三種混合）第1期初回接種の3回目が終わっていない方で、今回の接種を受けると56日以上間隔があいてしまう場合は、今年の秋にお受けください。

☎ 健康づくり推進課成人保健・医療担当

（☎371-7292）

◆**献血**

日時 4月6日（金）午前10時～正午、午後1時～5時30分

場所 献血ルーム四条（四条柳馬場西入る四条SETビル5階）

☎ 健康づくり推進課管理担当（☎371-7265）

下京青少年活動センター（コースサービス下京）

☎314-5636 FAX314-5640

e-mail shimogyo@ys-kyoto.org

◆**平成24年度しもせいチャレンジ☆キッズ 継続更新・新規会員募集**

当センターで実施する小学生対象のプログラム（スポーツ・レクリエーションや野外のプログラムなど）に参加していただくための会員登録を受け付けます。登録していただいた方には「しもせいチャレンジ☆キッズ通信」を送付します。

対象 京都市内に在住、通学している小学生

費用 郵便会員：800円/年 メール会員：500円/年

申込み 電話、FAX、メールにて

下京図書館

〒600-8449 下京区新町通松原下る ☎351-8196

◆**下京図書館移転開館10周年記念事業**

「赤ちゃん絵本の読み聞かせ講座」

日時 3月17日（土）午前11時～と午後2時～の2回開催（2回とも同じ内容）

場所 幼児コーナー 費用 無料 申込み 不要

◆**「子ども読書の日」記念事業**

4月19日から開催します。詳細は4月15日号でお知らせします。ご期待ください！

◆**お楽しみ会**

日時 3月24日（土）午前11時～

内容 パネルシアター「1年生になったら」

場所 幼児コーナー 費用 無料 申込み 不要

◆**テーマ別図書の展示と貸出し**

3月「春」「節句」

4月「古都の情景」「スタート」

◆**特別展示（エレベーター前ホール）**

3月「ひなまつりの作品展」（2月のおたのしみ会の作品展）

4月「読書絵はがき展」

移動図書館「こじか号」巡回 ☎801-4196

日時 4月2日（月）午前10時～10時40分

場所 西大路小学校

下京老人福祉センター

〒600-8166 下京区花屋町室町西入 ☎341-1730

対象：市内に在住の60歳以上の方

◆**介護予防講座『ビューティ・コア体操講座』参加者募集**

しなやかなカラダ・きれいな姿勢づくり・バランス力を獲得することを目的とします。どなたでも気軽にご参加いただけます。

日時 3月23日（金）午後1時30分～3時

場所 センター集会所

定員 30人（申込多数の場合は抽選）

費用 無料

申込み 3月16日（金）9時30分から受付（直接、センターへ来場しお申込みください。代理申込不可）

◆**教養教室受講生 二次募集**

各種「教養教室」受講生を二次募集します。

詳しくはお問い合わせください。

申込み 3月13日（火）9時30分から受付（直接、センターへ来場しお申込みください。先着順、代理申込不可）

相談（無料、秘密厳守）

◆**弁護士による法律相談を実施**

日時 毎週水曜日（祝日を除く）午後1時30分～4時

場所 区役所1階相談室

定員 先着7人（正午より区役所1階で整理券配布）

相談時間 1人20分程度

☎ まちづくり推進課（☎371-7170）

◆**行政相談委員による相談所を開設**

日時 3月26日（月）午後1時30分～3時

場所 区役所1階相談室

☎ 総務省京都府行政評価事務所（☎211-1100）

まちづくり推進課（☎371-7170）